

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 VN-S1-1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：令和元年5月9日） （最終更新日：<u>令和2年5月11日</u>）</p> <p>ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて</p> <p>1. 目的</p> <p>この関連要綱は、<u>関東信越厚生局管内の最終加工施設又は最終保管施設で加工又は保管されたベトナム向け輸出水産食品</u>について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく羽田空港における衛生証明書の発行の手続を定めるものである。</p> <p>2. ～5. （略）</p> <p>6. その他</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び<u>都道府県水産部局</u>の指示に従うこと。</p>	<p>別紙 VN-S1-1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：令和元年5月9日） （最終更新日：<u>令和2年4月1日</u>）</p> <p>ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて</p> <p>1. 目的</p> <p>この関連要綱は、ベトナム向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく羽田空港における衛生証明書の発行の手続を定めるものである。</p> <p>2. ～5. （略）</p> <p>6. その他</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び<u>都道府県の水産部局</u>の指示に従うこと。</p>
<p>（別添1） （略）</p> <p>（別添2）</p> <p style="text-align: center;">電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. （略）</p>	<p>（別添1） （略）</p> <p>（別添2）</p> <p style="text-align: center;">電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. （略）</p>

2. 衛生証明書の発行申請手続

(略)

(1)・(2) (略)

(3) NACCSにより発行申請を行う場合にあつて、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

(別紙様式1～別紙様式4) (略)

(別紙様式5)

ベトナム向け輸出水産食品 衛生証明書発行一覧

衛生証明書 発行番号	発行年 月日	申請者名	最終加工施設 名又は最終保 管施設名	最終加工施設 名又は最終保 管施設住所	認定施 設番号

2. 衛生証明書の発行申請手続

(略)

(1)・(2) (略)

(新規)

(別紙様式1～別紙様式4) (略)

(別紙様式5)

ベトナム向け輸出水産食品 衛生証明書発行一覧

衛生証明書 発行番号	発行年 月日	申請者名	最終加工施設 名又は最終保 管施設名	最終加工施設 名又は最終保 管施設住所	登録施 設番号